

レクシアは、経験豊富な弁護士、弁理士が所属する総合知財事務所です。

**意匠・商標出願、外国案件、訴訟などなど・・・。**

**別々の事務所に、別々の担当者に依頼する手間をなくします！**

## **意匠商標に関するあらゆる問題を 一つの窓口で対応いたします**

### **レクシア特許法律事務所 意匠商標業務編**

#### **意匠出願・商標出願をしたい**

意匠出願と商標出願を同時に検討したいことはありませんか？しかし、意匠の専門家と商標の専門家は別人または別事務所に所属であることが多く、同時検討は難しくありませんか？

レクシアはそのようなご依頼・ご相談を多数お受けしています。レクシアの意匠商標部門には、意匠商標の両分野に十分な経験を有する弁理士が所属しています。特に代表パートナーである松井宏記弁理士は、意匠および商標の両分野において、日本有数の実務家としての地位を確立しており、2015年におきましても、講師活動の講演活動（年間約30回）、公務活動（日本弁理士会意匠委員会委員長他）、執筆活動を通して、実務情報が集中しており、意匠と商標の両面から見た製品のデザイン保護、ブランド保護の戦略の提案を行います。

意匠については、関連意匠、部分意匠、動的意匠、部品意匠を駆使した権利行使を目的とした出願戦略を行います。技術的な高度さがなく特許が難しい案件でも、レクシアの意匠出願メソッドにより保護できる方策を提案します。レクシアの意匠出願メソッドに初めて触れた多くのクライアントから「意匠って、こんなに使えるんですね」とよく言っていただけます。最高の褒め言葉です。特に特許専門の知財担当者からは非常に驚かれます。特許では非常に狭く取らざるを得ない権利も、意匠で戦略を立てて出願すれば広い権利になる可能性があります。

商標については、平面商標・立体商標・新商標を駆使した出願戦略を提案します。立体商標については製品形状、パッケージ形状について、3条2項主張のポイント、3条2項に頼らずとも実のある権利を取る方策を提案できます。新規性がなく保護ができないと諦めている物はありませんか？商標という手があります。立体商標・新商標もありますが、平面商標でも案外保護できるものです。その方策も十分に提案しま

す。

意匠と商標の知財ミックス、お任せください。

### 外国意匠出願・外国商標出願をしたい

外国意匠出願について、お困りではありませんか？ 本当の外国意匠出願をしていますか？外国意匠出願で、日本とは一出願の範囲が異なることや、認められる図面について意識して出願していますか？戦略を現地任せにせず日本で立てていますか？もしこのような出願をしていないなら、無駄な費用が発生している可能性大です。

レクシアの意匠商標部門は、外国意匠出願の経験が豊富です。欧米中はもちろん、ASEAN、その他アジア、ロシア、中近東、アフリカにも多数出願しています。外国意匠出願の戦略は日本で立てるべきです。現地任せの出願をして無駄な費用が発生している・・・そんな悲劇はもう止めましょう。

外国商標出願について、お困りではありませんか？ 指定商品・指定役務、国ごとの特徴を理解して出願していますか？類否について各国の違いを意識していますか？マドプロで指定すべきでない国をご存知ですか？オフィサクシヨンの山で困っていませんか？

レクシアの意匠商標部門は、外国商標出願の経験も豊富です。特に各国における注意点のノウハウは十分に蓄積されています。類否・識別力の感覚も常に磨かれていて、貴社に本当の登録可能性や侵害可能性についてアドバイスをさせていただきます。

### 鑑定書を作成してほしい

意匠の鑑定書って誰に依頼したらいいのだろう？ 意匠の専門家って誰？？商標の鑑定書は？ 本当の専門家に依頼していますか？

レクシアの意匠商標部門は、多数の意匠商標に関する鑑定書、見解書を作成してまいりました。訴訟前、製品化前、様々な段階での書面です。日頃からの意匠商標の審決・判決研究は欠かしておらず、常に実務感覚は磨いています。

また、事案によっては、意匠商標部門の弁理士のみならず、弁護士も交えて議論した上で、書面を作成します。

## 審判をしたい

意匠で拒絶理由通知に対して意見書を出したが拒絶された。不服審判をしたいが本当に勝てるだろうか？意匠の専門家に依頼したいが・・・。

レクシアの意匠商標部門は、そのようなご依頼を多数いただいています。出願と意見書は自社や他事務所で行ったが、不服審判の段階でご依頼をお受けしています。戦略は大きく変えることがあります。それによって登録に持ち込むと同時に、権利行使のときにも困らないものにします。

商標も同じです。意見書や不服審判の段階からご依頼をお受けすることが多いです。証拠集め、証拠の種類、とても重要です。卓越した実務経験から検証を改めて行うことによって、登録審決に導きます。

## 外国でも権利行使をしたい

レクシアの意匠商標部門は、外国での権利行使にも携わっています。2015年は韓国での意匠権侵害訴訟に携わり勝訴判決を得ることができました。

<http://lexiapartners.blogspot.jp/2015/09/vs.html>

模倣品対策においても経験を有しています。税関取締、外国での行政取締、優秀な外国代理人とのネットワークを持っていますので、十分にご活用ください。

## 意匠商標の情報が欲しい

レクシアでは、定期的に知財に関するセミナーを開催しております。単なる制度説明ではなく、レクシアの弁護士・弁理士自身が聞きたいと思うテーマを厳選しています。特に、松井宏記弁理士は、日本国弁理士のなかでも講演回数はトップクラスであり、その内容についても高い評価をあらゆる組織でいただいています。また、社内セミナーも多数承っており、クライアント様のニーズに応じたセミナーを開催しています。その他 LEXIA' s Blog においても、実務情報（や個人情報？）を公開しています。是非ご覧ください。

<http://lexiapartners.blogspot.jp>

意匠商標ワンストップサービスのご要望があれば、  
下記までご連絡ください。

Phone: **06-6448-7777**

Email: [info@lexia-ip.jp](mailto:info@lexia-ip.jp)

個別相談の連絡先

意匠商標            弁理士   松井 宏記   [matsui@lexia-ip.jp](mailto:matsui@lexia-ip.jp)

〒530-0005

大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテス 21 階

Phone: 06-6448-7777 / Fax: 06-6448-7766